

入札公告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年(2025年)7月25日

下関市長 前田 晋太郎

1 入札に付する事項

(1) 業務名

下関市営下関陸上競技場施設整備コンサルティング業務

(2) 業務概要

市民や競技者がより魅力を感じ、「するスポーツ」の基盤として快適かつ質の高いスポーツ活動に取り組める施設を目指す。また、「みるスポーツ」において、これまでにない利便性の提供や最先端技術を活用した次世代型スポーツ施設を象徴する大型映像装置を導入するとともに、観戦環境の向上等を含めた施設の総合的なポテンシャルを高めるため、今後の施設の有効活用が期待できる整備の内容や具体的な活用方法等について調査・検討する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 入札参加条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 審査基準日において、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「建設コンサルタント」又は「建築コンサルタント」に登録があること。

(3) 過去3年以内において、運動公園（陸上競技場含む）の施工に係る設計

業務または調査業務等を受注・実施し完了していること。

- (4) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 公告にて示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

3 契約条項を示す場所

下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課

（下関市南部町1番1号 市役所本庁舎西棟1階）

4 入札参加手続等

(1) 入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式1）を、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、8時30分から17時00分までとする。郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次の期限内に必着のこと。

提出期限 令和7年7月31日（木） 17時00分

提出先 〒750-8521

下関市南部町1番1号 市役所本庁舎西棟1階

下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課 施設係

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年8月1日（金）正午までに「入札参加資格確認通知書」によりメールにて通知する。

5 入札に関する質問

- (1) 本入札に関する質問は、任意書式でメールによること。
- (2) 質問の期限は、令和7年7月30日（水）正午までとする。
- (3) 質問の回答は、質問提出者のみにメールにて回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課 施設係
メール kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

6 入札方法

入札書（様式2）を下記7に掲げる入札日時及び場所に持参すること。なお、郵便による入札は認めない。また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記入すること。

7 入札（開札）日時及び場所

- (1) 入札（開札）日時 令和7年8月5日（火） 11時00分
- (2) 入札（開札）場所 下関市南部町1番1号
下関市役所本庁舎西棟5階大会議室C

8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、別途通知する。

9 落札者の決定

最も低い金額を入札した者を落札者とする。

10 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその次の開庁日）までに書面を観光スポーツ文化部スポーツ振興課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を入札時まで提出すること。
- (4) 入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。
 - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
 - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
- (6) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。